

○経済産業省令第五号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十四条第一項ただし書の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十二日

経済産業大臣 梶山 弘志

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）	（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産

業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができるとができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに

業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができるとができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特

限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

口 特定設備の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）

定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

口 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上の中のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備

に
関
する
事
項
の
変
更
が
な
い
も
の
に
限
る。
の
工
事
(
前
号
に
該
当
す
る
も
の
を
除
く。)

ハ 特定設備（特定設備検査規則の施行前

に製造された設備であつて、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イロ及び前号に該当するものを除く。）

ニ

高压ガス設備（配管、バルブ、フラン

ジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて

当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

〔新設〕

〔新設〕

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施

者その他高压ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施

者その他高压ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の

変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他の設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号ニに該当するものを除く。）

2

「略」

変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他の設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。）

2

「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)	(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)	(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)
第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。	第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。	第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一〇六 「略」

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス

保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができると製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス

保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができると製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上の中を除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されてないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等の処理能力の変更がないものであつて、備の処理能力の変更がないものであつて

る。)の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。)

口 特定設備の取替え(処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。)の工事(イ及び前号に該当するものを除く。)

、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。)の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。)

口 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上ものを除く。)の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限り、)の工事(前号に該当するものを除く。)

ハ

「新設」

に製造された設備であつて、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。) の変更(保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。) の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの(イロ及び前号に該当するものを除く。)

二

「新設」

高压ガス設備(配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類)特定設備を除く。) に限る。) の変更の工事であつて当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(第一号に該当するものを除く。)

八

認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高压ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高压ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣

が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であつて、当該設備

が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工

の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号ニに該当するものを除く。）

2

〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。）

2

〔略〕

第三条 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（特定製造者に係る軽微な変更の工事等） 第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。	（特定製造者に係る軽微な変更の工事等） 第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。
一～六 「略」	一～六 「略」
七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定	七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定

する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満た

する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上の中を除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されてないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満た

すもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

口 特定設備の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）

ハ 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であつて、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含

れる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

口 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）

〔新設〕

む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（一口及び前号に該当するものを除く。）

二

高压ガス設備（配管、バルブ、フランジ、継手又は附属機器類）特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八

認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高压ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

〔新設〕

八

認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高压ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の

変更（第五条第一項第十九号に規定する
製造することが適切であると経済産業大臣
が認める者が製造したもの又は保安上
特段の支障がないものとして認められた
ものへの変更に限る。）の工事であつて
、当該設備の処理能力の変更を伴わない
もの（第一号及び前号ニに該当するもの
を除く。）

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の
変更（配管、バルブ又はフランジ継手か
ら配管、バルブ又はフランジ継手か
更に限る。）の工事であつて、当該設備
の処理能力及び位置の変更を伴わないも
の（イ、第一号及び前号ニに該当するも
のを除く。）

イ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の

変更（第五条第一項第十九号に規定する
製造することが適切であると経済産業大臣
が認める者が製造したもの又は保安上
特段の支障がないものとして認められた
ものへの変更に限る。）の工事であつて
、当該設備の処理能力の変更を伴わない
もの（第一号に該当するものを除く。）

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の
変更（配管からバルブ若しくはフランジ
継手への変更又はバルブ若しくはフランジ
継手から配管への変更に限る。）の工
事であつて、当該設備の処理能力及び位
置の変更を伴わないもの（イ及び第一号
に該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替

え（処理設備の処理能力、性能並びに法

第八条第一号の経済産業省令で定める技

術上の基準及び同条第二号の経済産業省

令で定める技術上の基準に関する事項その他の設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（口、第一号、第二号及び前号ニに該当するものを除く。）

2

〔略〕

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替

え（処理設備の処理能力、性能並びに法

第八条第一号の経済産業省令で定める技

術上の基準及び同条第二号の経済産業省

令で定める技術上の基準に関する事項その他の設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（口、第一号及び第二号に該当するものを除く。）

2

〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。